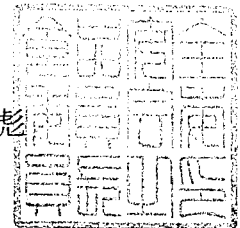


府食第 00051 号
平成 19 年 1 月 18 日

厚生労働大臣
柳澤 伯夫 殿

食品安全委員会
委員長 見上 彪



食品健康影響評価の結果の通知について

平成 18 年 11 月 6 日 付け 厚生労働省 発 食安第 1106004 号 をもって 貴省 から 当委員会 に対して 求められた 鶏マレック病（マレック病ウイルス 1 型・七面鳥ヘルペスウイルス）凍結生ワクチン（クリオマレック（RISPENS + HVT））に係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 23 条第 2 項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細をまとめたものは別紙のとおりです。

記

鶏マレック病（マレック病ウイルス 1 型・七面鳥ヘルペスウイルス）凍結生ワクチン（クリオマレック（RISPENS + HVT））が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

動物用医薬品評価書

鶏マレック病(マレック病ウイルス 1 型・七面鳥ヘルペスウイルス)凍結生ワクチン(クリオマレック(RISPENS+HVT))の再審査に係る食品健康影響評価について

2007年1月

食品安全委員会

〈審議の経緯〉

平成18年11月 6日
 平成18年11月 9日
 平成18年11月17日
 平成18年11月30日
 平成18年11月30日
 ー12月29日
 平成19年 1月17日
 平成19年 1月18日

厚生労働大臣及び農林水産大臣から食品健康影響評価について要請、関係書類の接受
 第167回食品安全委員会（要請事項説明）
 第63回動物用医薬品専門調査会
 第169回食品安全委員会（報告）
 国民からの意見情報の募集
 動物用医薬品専門調査会座長から食品安全委員会委員会へ報告
 第174回食品安全委員会
 同日付で食品安全委員会委員長から厚生労働大臣、農林水産大臣に通知

〈食品安全委員会委員〉

H18.12.20まで

委員長	寺田	雅昭
委員長代理	見上	彪
	小泉	直子
	長尾	拓
	野村	一正
	畑江	敬子
	本間	清一

H18.12.21から

委員長	見上	彪
	小泉	直子
	長尾	拓
	野村	一正
	畑江	敬子
	本間	清一

〈食品安全委員会動物用医薬品専門調査会専門委員〉

座長	三森	国敏
座長代理	井上	松久
	青木	宙
	明石	博臣
	江馬	眞
	大野	泰雄
	小川	久美子
	渋谷	淳
	嶋田	甚五郎
	鈴木	勝士

津田	修治
寺本	昭二
長尾	美奈子
中村	政幸
林	眞
藤田	正一
吉田	緑

鶏マレック病(マレック病ウイルス1型・七面鳥ヘルペスウイルス)凍結生ワクチン(クリオマレック(RISPENS+HVT))の再審査に係る食品健康影響評価について

1. クリオマレック(RISPENS+HVT)について⁽¹⁾

クリオマレック(RISPENS+HVT)については、平成8年8月30日に農林水産大臣より動物用医薬品として承認を受けた後、所定の期間(6年間)が経過したため再審査申請が行われた。製剤の内容については次の通りである。

①主剤

主剤は鶏胚初代細胞培養弱毒マレック病ウイルスCVI988 MC3 608-08株^a、鶏胚初代細胞培養七面鳥ヘルペスウイルスFC126 19 910826株である。

②効能・効果

効能・効果は鶏のマレック病の予防である。

③用法・用量

凍結ワクチンを微温湯で速やかに融解し、所定の溶解用液で懸濁し、初生ひなの頸部皮下に0.2mL/羽を1回接種する。

④その他

凍害防止剤としてジメチルスルホキシドが使用されている。

2. 再審査における安全性に関する知見等について

(1)ヒトに対する安全性について^{(2),(3),(4),(5)}

マレック病ウイルス(MDV)はヘルペスウイルス科、アルファヘルペスウイルス亜科に属する。血清型は腫瘍原性をもつ血清型1、腫瘍原性をもたない血清型2の2種類(MDV1、MDV2)^bあり、さらに抗原的に類似した非病原性の七面鳥ヘルペスウイルス(HVT)^cが血清型3として分類されている。感染性のウイルスが鶏の羽包上皮細胞で増殖し、羽毛、フケに付着して排出され、経気道感染によって感染、伝播する。ウイルス株によって病原性が異なり、主に末梢神経病変を形成し、死亡率10%程度のものから、神経病変の他内臓に腫瘍を形成し、死亡率が高いものまで様々なものが知られている。内臓型のものを急性マレック病と呼ぶこともある。1960年半ばから国内で流行し、家畜伝染病予防法に基づく届出伝染病に指定されている。なお、本ワクチンに使用されているマレック病ウイルス株は弱毒株であり、鶏に対しても病原性が減弱されている。

MDV1、MDV2あるいはHVTの発生農場における従事者にヒトに対するリスクはないと考えられており、また人獣共通感染症とは見なされていない。

凍害防止剤として使用されているジメチルスルホキシドは、EUにおいてMRLの設定は不要とする物質に分類されている⁽⁶⁾。

(2)安全性に関する研究報告について⁽⁷⁾

調査期間中のMedlineを含むデータベース検索の結果、安全性を懸念させる研究報告は得られなかったとされている。

(3)承認後の副作用報告について⁽⁷⁾

鶏に対する安全性について、承認時まで及び調査期間中に99,180羽のふ化後飼育例について調査が実施され、承認時には把握されていなかった新たな副作用は認められなかつ

^a 血清型 1

^b Marek's disease virus typel、Marek's disease virus type2

^c Herpesvirus of turkeys

たとされている。

3. 再審査に係る食品健康影響評価について

上記のように、承認時から再審査調査期間中にこれまで把握されていなかった新たな副作用報告、安全性を懸念させる研究報告は認められておらず、提出された資料の範囲において、当製剤に関する安全性を懸念させる新たな知見の報告は認められないと考えられ、当生物学的製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

<参考資料>

- (1) クリオマレック(RISPENS+HVT)再審査申請書(未公表)
- (2) 獣医感染症カラーアトラス 文永堂出版(2002)
- (3) 獣医微生物学 第2版 文永堂出版(2003)
- (4) 動物の感染症 近代出版(2004)
- (5) Manual of Diagnostic Tests and Vaccines for Terrestrial Animals 2004; OIE
- (6) Annex II of Council Regulation (EEC) No 2377/90
- (7) クリオマレック (RISPENS+HVT) 再審査申請書添付資料: 効能又は効果及び安全性についての調査資料(未公表)

鶏マレック病（マレック病ウイルス 1 型・七面鳥ヘルペスウイルス） 凍結生ワクチン（クリオマレック（RISPENS+HVT））（案）

1. 概要

- （１）品目名：鶏マレック病（マレック病ウイルス 1 型・七面鳥ヘルペスウイルス）
凍結生ワクチン
商品名：クリオマレック（RISPENS+HVT）

（２）用途：鶏のマレック病の予防

本剤は、鶏胚初代細胞培養弱毒マレック病ウイルス CV1988 MC3 608-08 株¹、
鶏胚初代細胞培養七面鳥ヘルペスウイルス FC126 19 910826 株を主剤とし、凍
害防止剤としてジメチルスルホキシドを使用した凍結生ワクチンである。

今般の残留基準の検討は、本ワクチンが動物用医薬品として承認を受けた後、
所定の期間（６年）が経過したため再審査申請がなされたことに伴い、内閣府
食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことによるものである。

- （３）有効成分：鶏胚初代細胞培養弱毒マレック病ウイルス CV1988 MC3 608-08 株
及び鶏胚初代細胞培養七面鳥ヘルペスウイルス FC126 19 910826 株

（４）適用方法及び用量

凍結ワクチンを微温湯で速やかに融解し、所定の溶解用液で懸濁し、初生ひ
なの頸部皮下に 0.2 mL/羽を 1 回接種する。

（５）諸外国における使用状況

本ワクチンは、フランスをはじめ諸外国で承認され、使用されている。

2. 残留試験結果

対象動物における主剤等の残留試験は実施されていない。

3. 許容一日摂取量（ADI）評価

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基
づき、平成 18 年 11 月 6 日付け厚生労働省発食安第 1106004 号により、食
品安全委員会あて意見を求めた鶏マレック病（マレック病ウイルス 1 型・七面鳥
ヘルペスウイルス）凍結生ワクチンに係る食品健康影響評価については、以下の
とおり評価されている。

¹ 血清型 1

マレック病ウイルス（MDV）はヘルペスウイルス科、アルファヘルペスウイルス亜科に属する。血清型は腫瘍原性をもつ血清型1、腫瘍原性をもたない血清型2の2種類（MDV1、MDV2）²あり、さらに抗原的に類似した非病原性の七面鳥ヘルペスウイルス（HVT）³が血清型3として分類されている。感染性のウイルスが鶏の羽包上皮細胞で増殖し、羽毛、フケに付着して排出され、経気道感染によって感染、伝播する。ウイルス株によって病原性が異なり、主に末梢神経病変を形成し、死亡率10%程度のものから、神経病変の他内臓に腫瘍を形成し、死亡率が高いものまで様々なものが知られている。内臓型のものを急性マレック病と呼ぶこともある。1960年半ばから国内で流行し、家畜伝染病予防法に基づく届出伝染病に指定されている。なお、本ワクチンに使用されているマレック病ウイルス株は弱毒株であり、鶏に対しても病原性が減弱されている。

MDV1、MDV2あるいはHVTの発生農場における従事者にヒトに対するリスクはないと考えられており、また人獣共通感染症とは見なされていない。

凍害防止剤として使用されているジメチルスルホキシドは、EUにおいてMRLの設定は不要とする物質に分類されている。

調査期間中のMedlineを含むデータベース検索の結果、安全性を懸念させる研究報告は得られなかったとされている。

鶏に対する安全性について、承認時まで及び調査期間中に99,180羽のふ化後飼育例について調査が実施され、承認時には把握されていなかった新たな副作用は認められなかったとされている。

上記のように、承認時から再審査調査期間中にこれまで把握されていなかった新たな副作用報告、安全性を懸念させる研究報告は認められておらず、提出された資料の範囲において、当製剤に関する安全性を懸念させる新たな知見の報告は認められないと考えられ、当生物学的製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

4. 残留基準の設定

食品安全委員会における評価結果を踏まえ、残留基準を設定しないこととする。

² Marek's disease virus type1、Marek's disease virus type2

³ Herpesvirus of turkeys